

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第105期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社タクマ
【英訳名】	TAKUMA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 手島 肇
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号
【電話番号】	06（6483）2609（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 泉 雅彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目2番5号（栄太楼ビル内） 当社東京支社
【電話番号】	03（3276）7211（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部専任部長 池田 克彦
【縦覧に供する場所】	株式会社タクマ東京支社 （東京都中央区日本橋一丁目2番5号（栄太楼ビル内）） 株式会社タクマ中部支店 （名古屋市中村区名駅三丁目22番8号（大東海ビル内）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第104期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	18,755	105,611
経常利益(又は経常損失())(百万円)	1,538	10,782
四半期(当期)純利益 (又は四半期(当期)純損失())(百万円)	1,535	12,826
純資産額(百万円)	45,548	45,980
総資産額(百万円)	107,707	112,626
1株当たり純資産額(円)	501.72	505.83
1株当たり四半期(当期)純利益 (又は四半期(当期)純損失())(円)	18.44	154.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-
自己資本比率(%)	38.8	37.4
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	5,773	1,034
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	287	1,479
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	998	186
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	28,363	23,937
従業員数(人)	3,225	3,238

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	3,225
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	707
---------	-----

（注）従業員数は就業人員数であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における当社グループの生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(百万円)
環境・エネルギー(国内)事業	5,283
環境・エネルギー(海外)事業	5,080
民生熱エネルギー事業	2,732
その他事業	2,736
セグメント間の内部取引高()	37
合計	15,796

- (注) 1 金額は総製造費用で示しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における当社グループの受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
環境・エネルギー(国内)事業	19,632	88,327
環境・エネルギー(海外)事業	1,634	42,942
民生熱エネルギー事業	5,881	6,059
その他事業	3,955	8,759
セグメント間の内部受注高()	20	483
合計	31,082	145,606

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 民生熱エネルギー事業は一部見込生産も行っております。上記の受注高及び受注残高には、受注生産分のほか見込生産分のうち納入先の確定したのも含まれております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における当社グループの販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(百万円)
環境・エネルギー(国内)事業	7,759
環境・エネルギー(海外)事業	3,899
民生熱エネルギー事業	3,756
その他事業	3,360
セグメント間の内部売上高()	19
合計	18,755

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
Lakeside Energy from Waste Ltd. (英国)	1,899	10.1

3 当社グループの売上高は、通常の事業形態として、上半期に比較して下半期が多くなる傾向にあります。また、上半期においても、第1四半期の売上高に比較して第2四半期の売上高が多くなる傾向にあります。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、米国経済の景気減速や原油価格の高騰などから、企業の設備投資や個人消費の伸びが鈍化し、景気の先行きに対する不透明感が一層増してきております。

このような経済情勢の下で、公共投資の削減による価格競争の激化や、原材料価格の高騰により、当社グループを取り巻く事業環境も極めて厳しい状況にあります。

そのような状況の中、当社グループは積極的に営業活動を展開しました結果、当第1四半期連結会計期間の受注高は31,082百万円と前年同期に比し5,636百万円と大幅な増加となりました。売上高については18,755百万円と前年同期に比し930百万円の増となりました。また、受注残高については145,606百万円となりました。

損益面においては、当社グループの売上高が、通常の事業形態として、上半期に比較して下半期が多くなる傾向にあります。また、上半期においても、第1四半期の売上高に比較して第2四半期の売上高が多くなる傾向にあります。そのため、当第1四半期連結会計期間においては、営業損失1,886百万円、経常損失1,538百万円、四半期純損失は1,535百万円となりました。

ちなみに、当第1四半期連結会計期間の売上高は18,755百万円でありましたが、前年同期の売上高は17,824百万円、前連結会計年度における売上高は105,611百万円であります。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔環境・エネルギー（国内）事業〕

ボイラー発電設備工事や既設プラントの運転管理業務などを受注し、受注高は19,632百万円となりました。一方、売上高は7,759百万円、営業損失は413百万円の計上となりました。

〔環境・エネルギー（海外）事業〕

受注高は1,634百万円となりました。売上高につきましては、欧州における廃棄物発電プラントの工事が進ちょくし、3,899百万円となり、営業損失は779百万円となりました。

〔民生熱エネルギー事業〕

主力商品の貫流ボイラ・温水ヒーター等における、単品販売から周辺システム、周辺機器を含めた包括的な営業展開による市場占有率の向上、メンテナンス事業における保守契約等の更新需要の確保に努め、受注高は5,881百万円となりました。一方、売上高は3,756百万円となり、営業損失は302百万円の計上となりました。

〔その他事業〕

含浸装置、物流機器、半導体産業用設備等を中心に営業活動を展開し、受注高は3,955百万円となりました。一方、売上高は3,360百万円、営業利益は0百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

〔日本〕

国内においては、廃棄物処理プラントやエネルギープラント工事等の受注残の進ちょくや、貫流ボイラ・温水ボイラ等の販売及び既設プラントの運転管理業務等により、また海外においては、欧州における廃棄物発電プラントの工事の進ちょく等により、売上高は17,083百万円となりました。一方、損益面では、営業損失1,017百万円の計上となりました。

〔アジア〕

既設プラントのオーバーホール等により、売上高153百万円、営業損失14百万円の計上となりました。

〔欧州〕

廃棄物発電プラント、バイオマス発電プラント工事が進ちょくし、売上高は1,642百万円、営業損失は410百万円の計上となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は107,707百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,919百万円の減少となりました。主な要因は、現金及び預金が4,739百万円、仕掛品が1,058百万円、投資有価証券が1,254百万円の増加となった一方で、受取手形及び売掛金が13,344百万円の大幅な減少となったこと等によるものであります。

負債は62,158百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,488百万円の減少となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金が3,400百万円、受注工事損失引当金が1,334百万円の減少となったこと等によるものであります。

純資産は45,548百万円となり、前連結会計年度末に比べ431百万円の減少となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の37.4%から38.8%となり、1株当たり純資産は前連結会計年度末の505.83円から501.72円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は28,363百万円と前連結会計年度末に比べ4,425百万円増加しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は5,773百万円となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純損失の計上によって1,563百万円減少し、仕入債務の支払によって3,523百万円減少しましたが、売上債権の順調な回収によって13,376百万円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は287百万円となりました。

これは主に、投資有価証券の売却収入によって1,000百万円増加したものの、関係会社に対する貸付けによって984百万円、定期預金の純増減額によって291百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は998百万円となりました。

これは主に、短期借入金の返済によって750百万円減少し、配当金の支払によって210百万円減少したこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(買収防衛策)

当社は、平成19年4月25日の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為など（以下「大規模買付行為」という。）に対する対応方針を決定し、同日発効いたしました。また、本対応方針は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得てご承認をいただいております。この対応方針は、当社の企業価値及び株主共同の利益を明確に損なうもの等の大規模買付行為に対し、下記の通り、一定の対抗措置を講じることを可能とすることを目的としたものであります。

当社取締役会は、大規模買付行為に際し、大規模買付者からの情報提供に加え当社取締役会の意見や必要に応じた代替案の提示が、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性を株主が適切に判断するにあたり重要な判断材料となるという観点から、当社が設定した大規模買付ルール（大規模買付者による当社取締役会への事前の必要情報提供、当社取締役会による一定の評価期間経過後の大規模買付行為の開始）に則り、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、その内容を検討・評価し、当社取締役会としての意見を公開します。また、当社取締役会が必要と判断した場合に、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社株主への代替案の提示を行います。

大規模買付者がルールを遵守しない場合、又はルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、後述の特別委員会の意見を最大限に尊重した上で、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当を行うことができるものとします。

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、外部専門家等で構成する特別委員会を設置しております。特別委員会は、大規模買付行為に関して、当社取締役会に対し、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかの助言及び対抗措置の発動の是非についての勧告を行う。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、123百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	321,840,000
計	321,840,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	87,799,248	87,799,248	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 社における標準と なる株式
計	87,799,248	87,799,248	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	87,799,248	-	13,367,457	-	12,407,704

(5)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー及び共同保有者の2者連名で、平成20年6月6日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年5月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スイート2100、イースト・プロワード・ブルヴァール500	5,880	6.70
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、スイート1200、ヤング・ストリート5000	1,989	2.27
計	-	7,869	8.96

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,034,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 1,265,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,270,000	82,270	同上
単元未満株式	普通株式 230,248	-	同上 1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	87,799,248	-	-
総株主の議決権	-	82,270	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、11,000株(議決権11個)含まれております。

- 2 単元未満株式数に含まれている自己株式
株式会社タクマ 676株

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33	4,034,000	-	4,034,000	4.60
(相互保有株式) 田熊プラント株式会社	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33	1,225,000	-	1,225,000	1.40
株式会社サンプラント	東京都中央区日本橋堀留町1-2-10	40,000	-	40,000	0.05
計	-	5,299,000	-	5,299,000	6.04

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	291	333	415
最低(円)	228	273	332

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,173	26,433
受取手形及び売掛金	18,596	31,940
有価証券	34	33
商品及び製品	1,204	1,199
仕掛品	7,480	6,422
原材料及び貯蔵品	2,059	1,999
その他	6,944	5,557
貸倒引当金	22	29
流動資産合計	67,469	73,556
固定資産		
有形固定資産	10,264	10,386
無形固定資産		
のれん	1,494	1,609
その他	626	578
無形固定資産合計	2,121	2,187
投資その他の資産		
投資有価証券	23,389	22,135
その他	5,110	5,008
貸倒引当金	663	663
投資その他の資産合計	27,836	26,479
固定資産合計	40,222	39,054
繰延資産	14	16
資産合計	107,707	112,626

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,521	27,921
短期借入金	7,187	7,947
未払法人税等	245	462
賞与引当金	882	1,712
製品保証等引当金	278	329
受注工事損失引当金	4,142	5,476
その他	13,642	12,354
流動負債合計	50,901	56,204
固定負債		
長期借入金	766	794
退職給付引当金	5,454	5,373
役員退職給与引当金	268	292
負ののれん	151	159
その他	4,615	3,821
固定負債合計	11,256	10,441
負債合計	62,158	66,646
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,367	13,367
資本剰余金	12,407	12,407
利益剰余金	12,640	14,384
自己株式	3,176	3,177
株主資本合計	35,238	36,982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,015	4,620
繰延ヘッジ損益	2	14
土地再評価差額金	270	270
為替換算調整勘定	258	263
評価・換算差額等合計	6,541	5,140
少数株主持分	3,768	3,857
純資産合計	45,548	45,980
負債純資産合計	107,707	112,626

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	18,755
売上原価	16,269
売上総利益	2,486
販売費及び一般管理費	
貸倒引当金繰入額	3
給料手当	1,467
賞与引当金繰入額	347
退職給付引当金繰入額	80
役員退職給与引当金繰入額	22
その他	2,450
販売費及び一般管理費合計	4,372
営業損失()	1,886
営業外収益	
受取利息	57
受取配当金	262
負ののれん償却額	7
その他	132
営業外収益合計	460
営業外費用	
支払利息	33
持分法による投資損失	29
弁護士報酬	24
その他	25
営業外費用合計	112
経常損失()	1,538
特別利益	
貸倒引当金戻入額	11
固定資産売却益	0
その他	0
特別利益合計	12
特別損失	
投資有価証券評価損	28
固定資産処分損	3
その他	4
特別損失合計	36
税金等調整前四半期純損失()	1,563
法人税等	56
少数株主損失()	83
四半期純損失()	1,535

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	1,563
減価償却費	229
のれん償却額	85
投資有価証券売却損益(は益)	0
投資有価証券評価損益(は益)	28
固定資産売却損益(は益)	0
固定資産処分損益(は益)	3
貸倒引当金の増減額(は減少)	8
賞与引当金の増減額(は減少)	829
受注工事損失引当金の増減額(は減少)	1,275
退職負債の増減額(は減少)	44
受取利息及び受取配当金	320
支払利息	33
持分法による投資損益(は益)	29
売上債権の増減額(は増加)	13,376
たな卸資産の増減額(は増加)	1,125
未収消費税等の増減額(は増加)	132
その他の流動資産の増減額(は増加)	296
仕入債務の増減額(は減少)	3,523
未払消費税等の増減額(は減少)	199
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,430
その他	139
小計	6,022
利息及び配当金の受取額	450
利息の支払額	60
法人税等の支払額	639
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,773

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の純増減額（は増加）	291
有形固定資産の取得による支出	30
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	41
投資有価証券の取得による支出	25
投資有価証券の売却による収入	1,000
貸付けによる支出	984
貸付金の回収による収入	82
その他の投資の増加による支出	22
その他の投資の減少による収入	24
その他	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	287
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	750
長期借入金の返済による支出	37
自己株式の取得による支出	0
自己株式の売却による収入	0
配当金の支払額	206
少数株主への配当金の支払額	4
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	998
現金及び現金同等物に係る換算差額	61
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,425
現金及び現金同等物の期首残高	23,937
現金及び現金同等物の四半期末残高	28,363

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ77百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計審議会第一部会平成5年6月17日、企業会計基準委員会平成19年3月30日改正企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会平成6年1月18日、企業会計基準委員会平成19年3月30日改正企業会計基準適用指針第16号)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関して収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価の切下げを行う方法によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 原価差異の繰延処理	季節的に変動する操業度により発生した原価差異は、原価計算期間末までにはば解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産（その他）として繰り延べております。
2. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社は、機械装置については、平成20年度の法人税法の改正による法定耐用年数の変更に伴い、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																												
1 有形固定資産に対する減価償却累計額は、14,463百万円であります。	1 有形固定資産に対する減価償却累計額は、14,278百万円であります。																												
<p>2 偶発債務</p> <p>(1)債務保証</p> <p>当社が、下記の会社の借入金に対し保証をしております。</p> <p>なお、再保証をうけているものについては再保証額控除後の金額を記載しております。</p> <table border="0" data-bbox="220 539 738 752"> <tr> <td>(株)市原ニューエナジー</td> <td>1,080百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)ミダックふじの宮</td> <td>480百万円</td> </tr> <tr> <td>カンポリサイクルプラザ(株)</td> <td>407百万円</td> </tr> <tr> <td>北海道地域暖房(株)</td> <td>85百万円</td> </tr> <tr> <td>森崎興業(株)</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)カツタ</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <p>当社が、下記の会社の原油スワップ取引に対し保証をしております。</p> <table border="0" data-bbox="220 842 738 875"> <tr> <td>エナジーメイト(株)</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>但し、上限額(再保証額控除後の金額)であり期末の時価評価における評価損失はありません。</p> <p>(2)訴訟関係</p> <p>当社を含む5社は、平成11年8月13日、公正取引委員会よりごみ焼却施設建設工事に關して独占禁止法違反行為があったとして排除勧告を受けました。当社はこれを不応諾とし、公正取引委員会における審判で排除勧告の取消を求めてまいりましたが、平成18年6月27日付で排除措置を命じる審判審決が下されました。</p> <p>公正取引委員会は、上記審決を受けて、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「改正前独占禁止法」という)第48条の2第1項の規定に基づき、平成19年3月23日付で、当社を含む5社に対して課徴金納付命令を出しております。当社への課徴金の金額は4,702百万円であります。</p> <p>当社は、上記の審判審決を不服として平成18年7月27日、東京高等裁判所に審決取消請求訴訟を提起して現在係属中であり、本件課徴金納付命令に対しても、これを不服として公正取引委員会に審判手続の開始を平成19年4月17日に請求いたしました。</p> <p>なお、改正前独占禁止法第49条第3項の規定により、当該審判手続が開始されており、今回当社が受けた課徴金納付命令はその効力を失っております。</p>	(株)市原ニューエナジー	1,080百万円	(株)ミダックふじの宮	480百万円	カンポリサイクルプラザ(株)	407百万円	北海道地域暖房(株)	85百万円	森崎興業(株)	75百万円	(株)カツタ	10百万円	エナジーメイト(株)	13百万円	<p>2 偶発債務</p> <p>(1)債務保証</p> <p>当社が、下記の会社の借入金に対し保証をしております。</p> <p>なお、再保証をうけているものについては再保証額控除後の金額を記載しております。</p> <table border="0" data-bbox="871 539 1390 752"> <tr> <td>(株)市原ニューエナジー</td> <td>1,080百万円</td> </tr> <tr> <td>カンポリサイクルプラザ(株)</td> <td>817百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)ミダックふじの宮</td> <td>480百万円</td> </tr> <tr> <td>北海道地域暖房(株)</td> <td>90百万円</td> </tr> <tr> <td>森崎興業(株)</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)カツタ</td> <td>11百万円</td> </tr> </table> <p>当社が、下記の会社の原油スワップ取引に対し保証をしております。</p> <table border="0" data-bbox="871 842 1390 875"> <tr> <td>エナジーメイト(株)</td> <td>14百万円</td> </tr> </table> <p>但し、上限額(再保証額控除後の金額)であり期末の時価評価における評価損失はありません。</p> <p>(2)訴訟関係</p> <p>当社を含む5社は、平成11年8月13日、公正取引委員会よりごみ焼却施設建設工事に關して独占禁止法違反行為があったとして排除勧告を受けました。当社はこれを不応諾とし、公正取引委員会における審判で排除勧告の取消を求めてまいりましたが、平成18年6月27日付で排除措置を命じる審判審決が下されました。</p> <p>公正取引委員会は、上記審決を受けて、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「改正前独占禁止法」という)第48条の2第1項の規定に基づき、平成19年3月23日付で、当社を含む5社に対して課徴金納付命令を出しております。当社への課徴金の金額は4,702百万円であります。</p> <p>当社は、上記の審判審決を不服として平成18年7月27日、東京高等裁判所に審決取消請求訴訟を提起して現在係属中であり、本件課徴金納付命令に対しても、これを不服として公正取引委員会に審判手続の開始を平成19年4月17日に請求いたしました。</p> <p>なお、改正前独占禁止法第49条第3項の規定により、当該審判手続が開始されており、今回当社が受けた課徴金納付命令はその効力を失っております。</p>	(株)市原ニューエナジー	1,080百万円	カンポリサイクルプラザ(株)	817百万円	(株)ミダックふじの宮	480百万円	北海道地域暖房(株)	90百万円	森崎興業(株)	75百万円	(株)カツタ	11百万円	エナジーメイト(株)	14百万円
(株)市原ニューエナジー	1,080百万円																												
(株)ミダックふじの宮	480百万円																												
カンポリサイクルプラザ(株)	407百万円																												
北海道地域暖房(株)	85百万円																												
森崎興業(株)	75百万円																												
(株)カツタ	10百万円																												
エナジーメイト(株)	13百万円																												
(株)市原ニューエナジー	1,080百万円																												
カンポリサイクルプラザ(株)	817百万円																												
(株)ミダックふじの宮	480百万円																												
北海道地域暖房(株)	90百万円																												
森崎興業(株)	75百万円																												
(株)カツタ	11百万円																												
エナジーメイト(株)	14百万円																												

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
平成6年に契約締結された東京都発注のごみ焼却炉建設工事につき、当該工事の入札等において独占禁止法違反行為があったとして、東京都住民から当社に対し不法行為に基づく損害賠償金を東京都に支払うよう求めて、平成12年7月14日に東京地方裁判所に訴訟提起され、係争中でありましたが、平成19年3月20日に当社に対して4,409百万円及びこれに対する平成6年7月14日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう命じる判決言い渡しを受けております。当社はこれを不服として平成19年4月4日に控訴しております。	平成6年に契約締結された東京都発注のごみ焼却炉建設工事につき、当該工事の入札等において独占禁止法違反行為があったとして、東京都住民から当社に対し不法行為に基づく損害賠償金を東京都に支払うよう求めて、平成12年7月14日に東京地方裁判所に訴訟提起され、係争中でありましたが、平成19年3月20日に当社に対して4,409百万円及びこれに対する平成6年7月14日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう命じる判決言い渡しを受けております。当社はこれを不服として平成19年4月4日に控訴しております。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 当社グループの売上高は、通常の事業形態として、上半期に比較して下半期が多くなる傾向にあります。また、上半期においても、第1四半期の売上高に比較して第2四半期の売上高が多くなる傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	31,173
預入期間が3か月を超える定期預金	2,839
有価証券勘定のうち預金と同等の性格を有する公社債投資信託	30
現金及び現金同等物	28,363

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 87,799千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 4,526千株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	209	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(単位 百万円)

	環境・エネルギー (国内)	環境・エネルギー (海外)	民生熱エネルギー	その他	計	消去又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	7,752	3,896	3,749	3,356	18,755	-	18,755
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6	2	6	3	19	(19)	-
計	7,759	3,899	3,756	3,360	18,774	(19)	18,755
営業利益 (又は営業損失)	413	779	302	0	1,494	(391)	1,886

(注) 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

各事業の主な製品等

環境・エネルギー(国内)・・・一般廃棄物処理プラント・産業廃棄物処理プラント・資源回収プラント・下水処理プラント・汚泥焼却プラント・バイオマス発電プラント・ガスタービンコージェネレーションシステム

環境・エネルギー(海外)・・・一般廃棄物処理プラント・産業廃棄物処理プラント・バイオマス発電プラント

民生熱エネルギー・・・小型貫流ボイラ・真空式給湯暖房温水機

その他・・・含浸装置・コンベヤー・空調設備・半導体産業用設備

会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「環境・エネルギー(国内)事業」で18百万円、「民生熱エネルギー事業」で59百万円それぞれ営業損失が増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

（単位 百万円）

	日本	アジア	欧州	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	17,074	43	1,637	18,755	-	18,755
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9	109	4	123	(123)	-
計	17,083	153	1,642	18,878	(123)	18,755
営業利益 (又は営業損失)	1,017	14	410	1,442	(443)	1,886

(注) 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

各区分に属する主な国又は地域

アジア・・・タイ・台湾

欧州・・・ドイツ・デンマーク

会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、日本で77百万円営業損失が増加しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

（単位 百万円）

	アジア	欧州	その他	計
・海外売上高	1,215	3,526	7	4,750
・連結売上高				18,755
・連結売上高に占める海外売上高の割合	6.5%	18.8%	0.0%	25.3%

(注) 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

各区分に属する主な国又は地域

アジア・・・中国・台湾・タイ

欧州・・・英国・デンマーク・ドイツ

その他・・・米国

海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国、又は地域における売上高であります。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 501.72円	1 株当たり純資産額 505.83円

2 . 1 株当たり四半期純損失等

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失 18.44円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失	
四半期純損失 (百万円)	1,535
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	1,535
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式の期中平均株式数 (千株)	83,272

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

当社は過年度におけるごみ焼却施設建設工事に関し独占禁止法に違反したとして、平成18年 6 月27日付で公正取引委員会から審判審決を受けました。公正取引委員会はこの審決を受けて平成19年3月23日に当社に対して課徴金4,702百万円の納付命令を出しております。当社は審決取消の訴えを平成18年7月27日に提起しております。なお、課徴金納付命令に対しても平成19年 5 月21日に審判手続が開始されており、当社が受けた課徴金納付命令はその効力を失っております。

また、これに関連した住民訴訟等 8 件が係属中であり、このうち 福岡市発注のごみ焼却炉建設工事の入札 (日立造船株が落札) に係る住民訴訟に関し、平成18年 4 月25日に福岡地方裁判所から当社を含む5社に対し連帯して2,088百万円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう命ずる判決があり、これを不服として福岡高等裁判所に控訴していましたが、平成19年11月30日に棄却されました。これに対し平成19年12月12日に最高裁判所に上告しております。 尼崎市発注のごみ焼却炉建設工事の入札 (日立造船株が落札) に係る住民訴訟に関し、平成18年11月16日に神戸地方裁判所から当社を含む6社に対し連帯して530百万円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう命ずる判決があり、これに対し大阪高等裁判所に控訴した結果、平成19年11月30日に勝訴しました。なお、原告は平成19年12月 7 日に最高裁判所に上告しております。 東京都発注のごみ焼却炉建設工事の入札に係る住民訴訟に関し、平成19年3月20日に当社に対し4,409百万円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう命ずる判決がありましたが、東京高等裁判所に控訴しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

株式会社タクマ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若原 文安 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 邦光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タクマの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タクマ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 注記事項（四半期連結貸借対照表関係）2 偶発債務（2）訴訟関係 に記載されているとおり、会社はごみ焼却施設建設工事に関する独占禁止法違反の排除措置を命じる審判審決を不服として、東京高等裁判所に審決取消請求訴訟を提起して現在係属中であり、本件課徴金納付命令に対しても、これを不服として公正取引委員会に審判手続の開始を請求し、当該審判手続が開始されている。
2. 注記事項（四半期連結貸借対照表関係）2 偶発債務（2）訴訟関係 に記載されているとおり、会社は東京都発注のごみ焼却炉建設工事につき、東京都住民から不法行為に基づく損害賠償金を東京都に支払うように求めて、東京地方裁判所に訴訟提起され、係争中であったが、会社に対して損害賠償金等を支払うよう命じる判決を受け、これを不服として控訴している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。